

令和 5 年度 渡嘉敷村観光誘客受入委託業務 企画提案募集要項

渡嘉敷村 観光産業課
2023 年 8 月

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行により各地で外出や観光の動きが戻りつつあるなかで、渡嘉敷村においても、A f t e r コロナに対応できる観光コンテンツの造成が求められている。

本事業は、新たな価値観による旅行需要の変化を把握し、持続可能な観光誘客と的確な情報発信、安心・安全な体制を構築することで、渡嘉敷村を訪れる観光客の増加に繋げることを目的として実施する。

事業の提案については、「渡嘉敷村観光振興計画（平成29年度）」P30「3-3 基本施策と取組みの体系」から、その事業との関連性、必要性、事業効果について明記する。

2. 委託業務の概要

(1) 業務の名称

令和5年度 渡嘉敷村観光誘客受入委託業務

(2) 契約期間

契約日の翌日から2024年3月15日までの間に定める

(3) 履行場所

渡嘉敷村 観光産業課

(4) 業務内容

別添『企画提案仕様書』を参照

(5) 委託予算規模

35,594,900円以内（消費税および地方消費税を含む）

3. 連絡先

渡嘉敷村 観光産業課

担当： 山城珠子

〒901-3592 沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷 183

TEL：098-987-2333 FAX：098-987-2560

E-MAIL：kankou@vill.tokashiki.okinawa.jp

4. 応募資格

企画提案の応募資格は、次の要件の全てを満たす企業又は団体とする。

- (1) 沖縄県内に本社、支店、営業所を有する企業又は団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
 - （注）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項
普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- (3) 役員に次のいずれかに該当するものが含まれていないこと。
 - ア. 破産者で復権を得ない者。
 - イ. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
 - ウ. 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」と略記）。
- (4) 暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。
- (5) 沖縄県から指名停止措置を受けていない者。
- (6) 本業務を運営するにあたって、必要に応じて事務局と速やかに連携を行うなど、業務を円滑に履行することができる体制が整備されていること。また、委託業務全体を統括する担当者を 1 名以上配置すること。
- (7) 本業務に企画提案するにあたっては次の事項に留意すること。
 - ア. 複数の企業等でコンソーシアムを構成し応募する場合は、幹事企業を選定すること。
 - イ. 1 社（もしくはコンソーシアム）につき 1 提案の応募とすること。
 - ウ. 1 つの企業が複数のコンソーシアムを通じて 2 つ以上提案をする事はできないものとする。

5. 手続き及びスケジュール

- (1) 応募にかかる様式の配布期間及び場所
配布期間：2023 年 8 月 18 日（金）～8 月 25 日（金）
配布場所：渡嘉敷村公式ホームページに資料掲載
URL：<http://www.vill.tokashiki.okinawa.jp/>

企画参加申し込み

企画参加申込書提出期限：2023年9月1日（金）17時まで※時間厳守

所定の様式（様式1）に必要事項を記入の上、原本を郵送にて提出

（間に合わない場合は、原本の写し（カラー）をメール添付にて提出することも可とする。その場合、原本はその他の応募書類と併せて2022年9月5日（火）17時までには郵送すること）

〒901-3592 沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷 183

TEL：098-987-2333

E-MAIL：kankou@vill.tokashiki.okinawa.jp

(2) 応募に係る質問受付及び回答

質問受付：2023年8月22日（火）～8月29日（火）17時まで

質問は指定の様式（様式2）に記載の上 E-MAIL での受付とし、電話等その他の方法で受け付けない。

質問回答：参加者へメールにて案内

(3) 応募書類の提出方法及び提出期限

提出方法：「8. 応募書類等」に定める全ての書類を郵送にて提出。

渡嘉敷村観光産業課

〒901-3592 沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷 183

TEL：098-987-2333

提出期限：2023年9月5日（火）17時まで※時間厳守

(4) 疑義照会

期限までに提出のあった企画提案書について、後日、渡嘉敷村観光産業課より疑義照会を行う事がある。

(5) 応募書類の審査及び結果の通知

「7. 審査」にて定めるとおり。

(6) 契約の締結

契約予定事業者選定後は、渡嘉敷村観光産業課が作成した別添『企画提案仕様書』及び当該事業者が提出した「提案内容・契約の詳細」について協議し、契約を締結する。契約金額については、契約予定事業者から見積書を新たに徴収し、村が設定する予定価格の範囲内で決定する。ただし、渡嘉敷村観光産業課と契約予定事業者が委託契約に必要な協議で合意に至らなかった場合は、次順位以降の事業者を繰り上げて協議の上、契約を行うものとする。

6. 再委託

本事業を実施するにあたっては、渡嘉敷村観光産業課の承認なくして、委託業務の全部または一部を第三者に委託(以下「再委託」という)してはならない。この場合の再委託

者の資格については、当要項「4. 応募資格」の規定を準用するものとする。

7. 審査

(1) 応募書類の審査

ア. 提出された企画提案書に対し審査会を行い、1 次審査・最終審査を経て契約予定事業者を選定する。原則として、1 次審査は書面審査にて行い、上位 3 社程度を提出し、最終審査へ進むものとする。ただし、応募件数によっては、最終審査のみを行い、契約予定事業者を選定する場合もある。

イ. 最終審査会の開催日時及び方法については、1 次審査通過社に対して日時及び方法の通知を行う事とし、公開しない。最終審査でプレゼンテーションを実施しない可能性があることを考慮して、提案書を作成すること。

尚、1 次審査・最終審査の内容についての問い合わせには対応しない。

(2) 審査基準

別紙「評価基準」を参照

(3) 審査結果の通知

最終審査結果の通知については、9 月上旬までに発表するものとする。

8. 応募書類等

応募に際し提出する書類は以下の通りとする。

(1) 企画提案参加申込書 (様式 1) 1 部

(2) 企画提案提出書 (様式 3) 1 部

(3) 企画提案書 12 部

「提案書」の作成に当たっては、別途『企画提案仕様書』を参照すること。

「提案書」は、A4 版縦置き・横書きを基本とし、必要に応じ A4 版横置き・横書きを可とする。

別添『企画提案仕様書』を参照し、応募者は要求された仕様の実現方法及び独自の提案内容をわかりやすく提示すること。事業の提案については、観光振興計画 P30「3-3 基本施策と取組みの体系」から、その事業との関連性、必要性、事業効果について明記する。

実施スケジュール、実施体制、見積書は企画提案書に含めるものとする。

見積書の合計金額には消費税（10%）を含むものとする。

(4) 会社概要書（様式 4） 12 部

コンソーシアム等、複数の企業により構成される場合、構成企業全ての会社概要を提出すること。

会社概要資料（パンフレット）等の添付は 1 部のみでよい。

9. その他留意事項

- (1) 応募書類の作成等に関する費用は、申請者の負担とする。
- (2) 応募書類に虚偽の記載をした場合には、応募を無効とする。
- (3) 応募書類に不備・不足がある場合、審査の時の減点対象となる。
- (4) 応募書類の提出後は、記載された内容の変更は認めない。
- (5) 提出された応募書類は、返却しない。
- (6) 成果物、本委託業務にて撮影した映像、写真等の著作権及び使用権は、渡嘉敷村に帰属する。
- (7) 渡嘉敷村観光産業課は、受託者の承諾なしに、映像、写真などを加工・編集できるものとする。
- (8) 本委託業務にあたり、第三者の著作権、肖像権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理する。